

# いじめ防止のための基本方針

～未来を担う子どもたちのために～



所沢市立所沢中学校

令和5年 1月 15日 改定

# 所沢中学校 いじめ防止のための基本方針

1	はじめに	2
2	いじめの防止等に関する本校の基本姿勢	2
3	いじめの定義について	3
4	いじめの理解について	3
5	いじめの防止、及び早期発見・早期対応	5
	(1) 学校組織を活用したいじめ防止等への取組み	5
	(2) 学級・学年経営の充実	6
	(3) 定期的ないじめの実態把握と対応	6
	(4) 道徳教育、学級活動等の充実	7
	(5) 「子どもの人権」の啓発推進	7
	(6) 教職員の指導力の向上	8
	(7) いじめを把握しやすい教育相談室の活用	9
	(8) 情報モラル教育 ～ネットいじめ・ネットトラブル防止に向けた取組み～	9
	(9) 小・中学校の連携	10
	(10) いじめの解消について	10
	(11) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進	11
	(12) 保護者の役割	11
	(13) 関係機関との連携	13
	(14) いじめの窓口	14
6	いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ	15
7	重大事態への対処	16

# いじめ防止等のための基本方針

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校は、国・県・所沢市の基本方針（令和4年10月改定）を受け、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下『法』という）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための基本方針を定めるものです。

## 2 いじめの防止等に関する本校の基本姿勢

本校では、学校の経営理念『はじめに子どもありき』のもと、一人一人の生徒理解に努め、経営上の重点・努力点である「全ての職員で、全ての生徒を育てる」を基本姿勢とし、いじめの防止等に取り組んでいきます。

いじめはいつでも、どこでも、だれにでも起こる問題です。この問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見・早期対応が極めて重要になります。

学校では、所沢市及び保護者といじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう体制の整備を図っていきます。

学校では、良好な人間関係づくりを、授業をはじめとする教育活動のすべての場面で実現していくとともに、いじめを発見した時には直ちにいじめを解決するための取組みを行います。組織的な対応を図り、外部機関とも十分連携を図り、保護者の理解と協力を求めて進めていきます。

いじめは絶対に許さないという姿勢のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送れるようにすることを第一の基本に据えて取り組んでいきます。

### 経営理念 — はじめに子どもありき —

『…本来、子どもの学習及び教育は、常に、その子どもが今何を考え、感じ、求め、困っているか等々の事実を出発点として、絶えずそこへ立ち返らなければならない。進むべき方向もそこから考えることになる。すなわち、「はじめに子どもありき」でなければならないのである。』

（東京学芸大学教授 平野朝久）

### 3 いじめの定義について

いじめの定義については、『いじめ防止対策推進法』の規定によります。

(定義)

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

### 4 いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

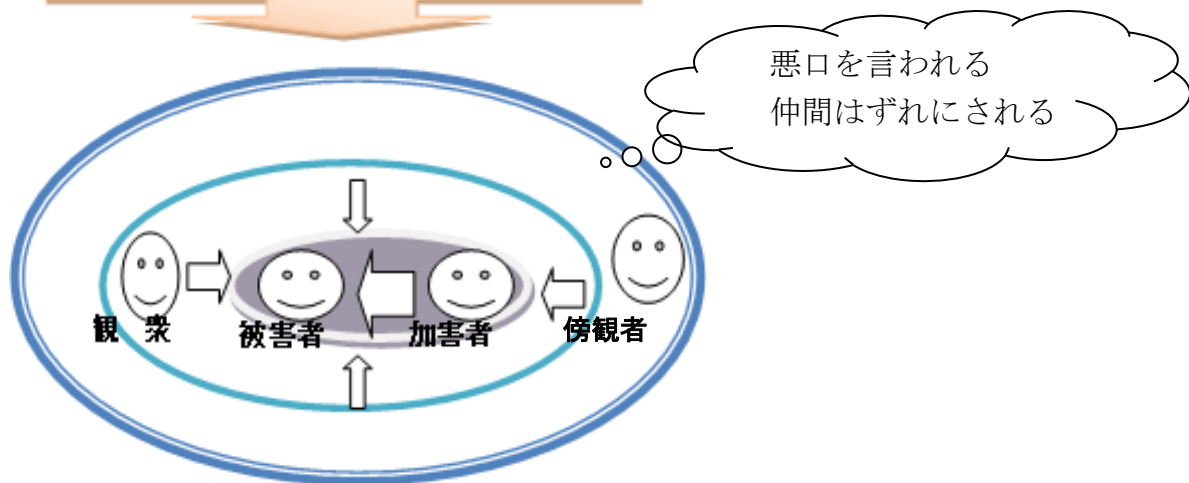
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめを認知して対応していくこと」が大切になります。

## いじめの構造図



- 被害者・・・いじめられている児童生徒
- 加害者・・・いじめている児童生徒
- 観衆・・・いじめをはやし立ておもしろがっている児童生徒  
(いじめを強化する存在)
- 傍観者・・・見てみぬふりをしている児童生徒  
(いじめを支持する存在)

### いじめの四層構造

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

## 5 いじめの防止、及び早期発見・早期対応

いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではありません。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、校種間の連携や心の相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組を推進していきます。

**※凡事徹底 学校として為すべきことをやり抜く**

### (1) 学校組織を活用したいじめ防止等への取組み

#### ① 生活指導部会（週1回・1時間、時間割に位置づけて実施）

…いじめ・問題行動への対応など生徒指導全般に係る情報交換、指導の方向性の確認・決定、ルール等の検討・確認

<参加者>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当者、養護教諭、心のふれあい相談員

#### ② 教育相談部会（週1回・1時間、時間割に位置づけて実施）

…いじめ・不登校生徒・休みがちな生徒・その他特別な配慮の必要な生徒等の情報交換、指導・支援や関わり方の検討、研修計画の検討、関係諸機関との連携 等

<参加者>

校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当者、特別支援コーディネイター、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員

#### ③ いじめ防止対策委員会（年度当初、毎学期に1回、必要に応じて実施）

…いじめ防止等のための対策を実行的に行うため、校内のいじめに対する防止対策の検討、指導・支援の確認、関係諸機関との連携 等

<参加者>

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員

※必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、いじめ防止対策を検討する。どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする生徒に寄り添った対応をします。

## (2) 学級・学年経営の充実

教職員一人一人が、すべての学校生活を通して、中傷やからかい、無視などのいじめの兆候がないか、アンテナを高くして生徒と接していきま  
す。いじめの兆候が発見された場合は、一人で抱え込むことなく、直ちに  
情報を共有して学年・学校で組織的に対応に当たります。

なお、いじめる側の生徒に対しては、以下のような実効性のある指導を  
行っていきます。

### ① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態  
度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個  
別の対応を行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に  
応じて警察と連携して対応します。

### ② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を  
伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者  
とともに改善を図るように努めます。

なお、「所沢中学校いじめ防止基本方針」については、ホームページ  
への掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるよ  
うにするとともに年度初めに、生徒、保護者、関係機関等に周知しま  
す。

### ③ 加害生徒に対する成長支援

いじめる側の生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問  
題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

## (3) 定期的ないじめの実態把握と対応

いじめに関する調査を実施し、いじめは起こりうるとの認識のもと、い  
じめの疑いも含めてその状況を的確に把握します。対応の必要なケースに  
ついては事実確認とともに、まずいじめられた側の生徒の保護者との連携  
を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守  
りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

いじめをはじめ、様々な悩み等に関するアンケート調査の実施、及び相  
談週間の設定

…いじめ等の早期発見・早期対応をねらいとします。アンケート調査実  
施後に三者相談、二者相談週間を設定し、調査を基にした生徒一人一  
人との相談を行います。アンケートに緊急性のある内容記載があれ

ば、相談週間を待たず早急に対応します。アンケートでは本音を書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。

#### (4) 道徳教育、学級活動等の充実

生徒との信頼関係を確立し、生徒の内発的動機づけの育成を大切にした指導・支援に努め、生徒の心を育てます。

- ① 年間を通して、いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。  
「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図ります。
- ② 生徒の状況によって臨機応変に対応し、学活等でタイムリーな指導ができるようにしていきます。生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした学級指導を行っていきます。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努めます。
- ③ 薬物乱用防止教室・非行防止教室等を実施していきます。
- ④ 生徒の主体的な活動の促し…生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

#### (5) 「子どもの人権」の啓発推進

互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組中で、「子どもの人権」について啓発します。

##### ① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないことを生徒に理解させます。

##### ② いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを生徒に理解させます。



### ③ いじめの四層構造の理解 (P4 参照)

### ④ 東日本大震災により被災した生徒に対して

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対してのいじめについて理解させます。

### ⑤ 配慮が必要な生徒について

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

## (6) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、委員会活動の担当教員、部活動の顧問、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や「所沢市いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の生徒への指導の充実を図ります。

・生徒指導・教育相談研修会の実施（年度当初、夏季業中等）

・・・校内生徒指導・教育相談の共通理解、及び生徒指導・教育相談のスキルアップ。全教員が参加し、事例研修、生徒指導・教育相談体制の確認、情報交換、スクリーニング、QUテストの分析・活用法等を行う。

(例) 好意や善意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織に報告し、情報を共有します。

## (7) いじめを把握しやすい教育相談室の活用

教育相談室は、中学校区の児童・生徒・保護者の相談を行い、さまざまな悩みごとや心配ごとなどをともに考え、解決の糸口を見つけていく場所（地域の相談窓口）として置かれています。この趣旨を踏まえ、いじめの早期発見・早期対応に対しても、主に相談員が窓口となり、有効的に教育相談室を活用していきます。

教育相談室の存在を生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。

## (8) 情報モラル教育の充実

### ～ネットいじめ・ネットトラブル防止に向けた取組み～

- ① 生徒への指導（被害者・加害者となるのを未然に防ぐために、同時に被害発生時の対処）
  - …技術・家庭科を中心とした各教科の授業や非行防止教室、情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。「ネットいじめ」についても特別活動での指導をはじめ、早期発見・早期対応のために生徒、保護者、地域、関係機関からの情報提供を呼び掛けます。
- ② 保護者への啓発
  - …ネットトラブル等の現状と被害、フィルタリングの利用等について保護者会などの機会に話をします。特に1年生の保護者に対しては、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。
- ③ タブレット端末の適切な利用
  - …一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。
  - 特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

## (9) 小・中学校の連携

いわゆる中1ギャップへの予防的対応や学区小学校との指導の連携を図るために実施します。夏季休業中の教職員合同研修、教員の授業参観、小学校への出前授業、学校公開日の小学生保護者への案内、児童生徒の交流等を実施していきます。

合同研修会では本校学校区の児童生徒の共通課題等を挙げ、その解決に向けての指導・対応をどのように行っていくのか等について方向性を統一して研修を進めていきます。

<参加者> 所沢中学校区小・中学校教職員

## (10) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

## (11) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

…学校が核となり、地域の大人とともに子どもたちを見守り、育てていくように連携をします。

### ① 安心安全な学校と地域づくり推進支部会議（7月・12月実施）

<参加者>

市教育委員会、地区防犯協会、交通安全協会、警察、自治会長、民生児童委員、青少年を守る会、青少年育成推進協議会、子ども会育成会、学区内小中学校教員・PTA 役員等

### ② 民生委員との情報交換会（6月実施）、

<参加者> 地区民生児童委員、中学校教員

### ③ 地区懇談会（7月実施）

<参加者>

地区防犯協会、交通安全協会、自治会長、中学校教員・PTA 役員、保護者等

### ④ 学校区内パトロール（長期休業中、土曜日等に実施）

<参加者>

地区防犯協会、交通安全協会、中学校教員・PTA 役員、保護者等

## (12) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する生徒に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為

イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為

ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為

エ 相手がいなくかのようにふるまう無視する行為（しかと）

オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為

カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合、適切に生徒をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

### (13) 関係機関との連携

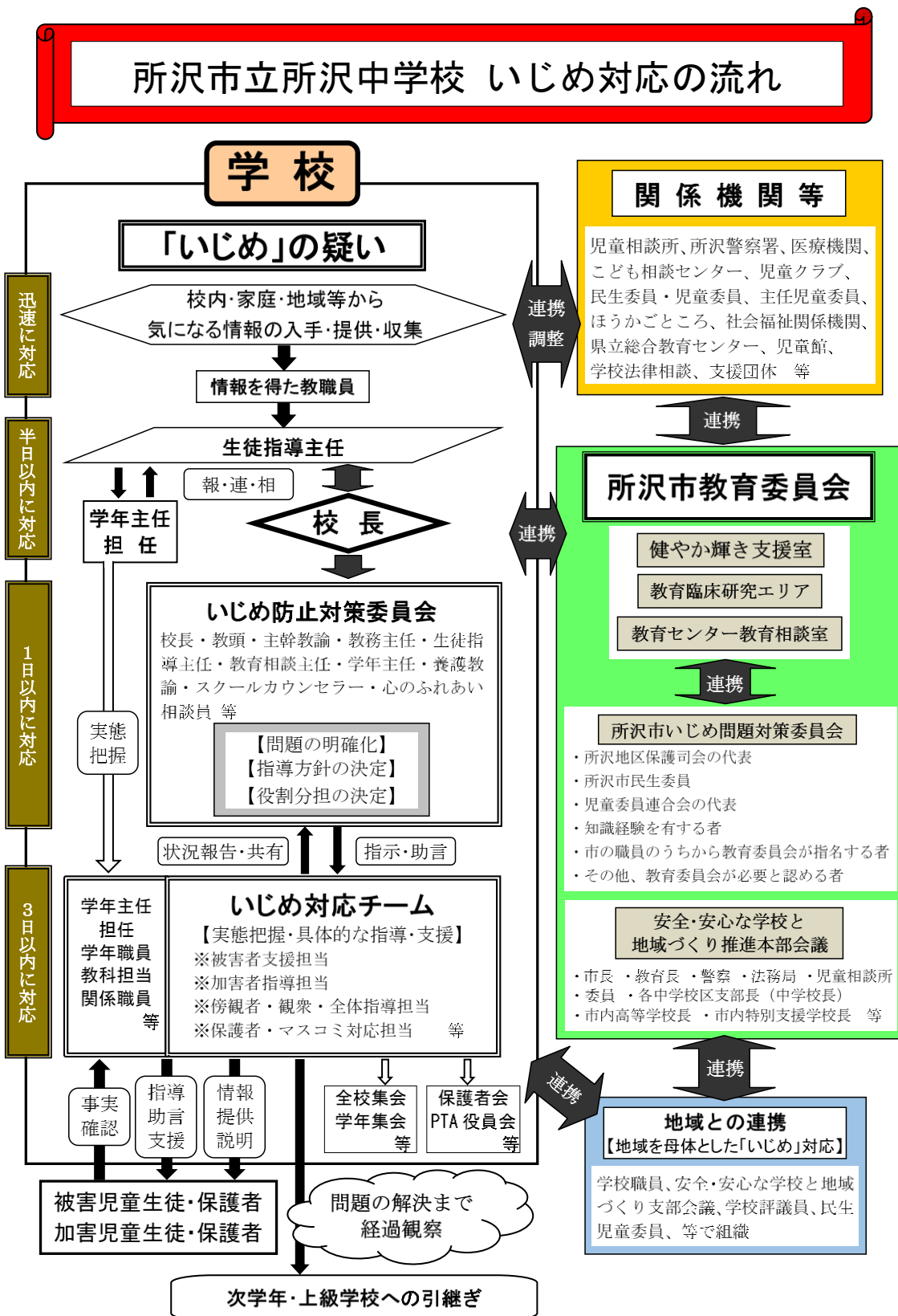
いじめの要因は多岐に及び、学校だけで解決を図ることが難しい場合もあることから、所沢市教育委員会学校教育課『健やか輝き支援室』、所沢市立教育センター、所沢市こども相談センター、福祉関係機関、児童相談所、警察等との情報共有を計画的・継続的に実施します。

## (14) いじめ相談窓口

＜主な相談先一覧＞ ※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日16時～21時 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～16時15分	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日10時30分～18時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う

## 6 いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ





## 7 重大事態への対処

「重大事態発生時の対応」については、所沢市いじめ防止基本方針に沿って行います。

### (1) 重大事態の定義及び意味

- ① 重大事態の定義（法第28条）
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ② 重大事態の意味（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省）
  - ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
  - ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
  - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

### (3) 調査の実施

いじめ防止対策委員会を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

また、「所沢市いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

### (4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供  
調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ② 調査結果の報告  
調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。